

鳥取県達第202400180228号

住 所 鳥取県米子市上福原六丁目12番29号

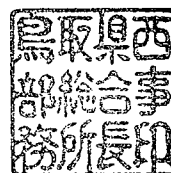
氏 名 特定非営利活動法人ひなたぼっこ

理事長 渡邊 元志(改正前氏名 廣野元志)

令和3年3月24日付鳥取県指令第202000329808号で認証した特定非営利活動法人ひなたぼっこに対する特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の設立認証を下記の理由により法第43条第1項に規定に基づき取り消す。

令和6年10月25日

鳥取県西部総合事務所長 中原 美由紀



担当：県民福祉局西部振興課 関

記

特定非営利活動法人ひなたぼっこ(主たる事務所の所在地、米子市上福原六丁目12番29号)は、令和3年度(令和4年6月30日提出期限分)から令和5年度(令和6年6月30日提出期限分)まで、3年以上にわたって法第29条の規定による事業報告書等の提出を行っていない。

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において、鳥取県を代表する者は鳥取県知事となる。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日から3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。